『情報の科学と技術』への投稿と執筆に関する規定等の改定について

2023年2月1日 一般社団法人 情報科学技術協会

「『情報の科学と技術』に投稿される方へ」(2018年4月1日改訂版)及び「『情報の科学と技術』原稿執筆の手引き」(2021年4月1日改訂版)の一部をこのたび改定致しました。また、新たに「『情報の科学と技術』投稿原稿の査読・校閲の方針と方法」を制定致しました。

以下、これらの改定、制定の理由、及び主要な改定内容について説明致します。

1. 非会員からの投稿の受付

これまでの規程では、本誌への投稿者は会員(共著の場合はその中の少なくとも1名が会員)に限られていました。しかし、情報科学技術の分野には、論文等を投稿したくても適当な国内雑誌が見当たらない研究者・実務者がかなりいると推察されます。これらの人たちに投稿先を提供するとともに、協会外への本誌の認知度を高め、会員増を図ることを意図して、非会員の投稿を受け付けることとしました。

非会員が投稿できる記事種類は、総説・解説、事例報告、原著論文、翻訳・抄訳記事とし、体験記、主張・提言・エッセー、集会等の報告、プロダクト・レビューの投稿は、従来通り会員に限ります。また、非会員の投稿が掲載される場合には掲載料を徴収します。

【関係する主な改定項目】「投稿される方へ」2,8

2. 査読・校閲の方針・方法の明確化及び査読体制の強化

従来より、原著論文に対しては査読を、他の投稿記事に対しては校閲を行っていますが、 非会員からの投稿を受け付けるのを機会に、その方針・方法をより明確化しました。特に 原著論文について、非会員からの投稿を受け付け、明確な査読方針に従って査読を行うこ とにより、本誌が査読誌として認められることに繋がると考えられます。

このような方針・方法を、新たに制定した「『情報の科学と技術』投稿原稿の査読・校閲の方針と方法」に詳しく示しております。この中で、原著論文の査読の観点として、(1)科学的健全性(scientific soundness)を満たしていること、(2)必ずしも学術的新規性・独創性は問わないが何らかの意味で価値のある知見が提示されていること、を挙げています。

以上のことに鑑み、原著論文の長さの上限を、刷り上り6ページから8ページに改めました。

【関係する主な改定項目】「投稿される方へ」6,「原稿執筆の手引き」1.2

3. 記事種類「商品紹介・新技術紹介など」の「プロダクト・レビュー」への変更 これまでの規定では、記事種類「h. 商品紹介・新技術紹介など」には投稿者所属機関が

扱う商品や新技術などの営業宣伝的な記事についても投稿することができ (掲載は有料)、

それには「プロダクト・レビュー」と明記のうえ掲載することとしていました。これを改めて、記事種類を「h. プロダクト・レビュー」とし、その内容は投稿者所属機関が扱う商品や新技術などの営業宣伝的な記事とし、掲載料を要することとしました。営業宣伝的な要素を含まない客観的な商品・新技術紹介の記事は、他の記事種類(総説・解説、事例報告など)への投稿となります。

【関係する主な改定項目】「投稿される方へ」1.7.8

4. 一部の記事に対する掲載料の徴収

掲載料を徴収する投稿記事を次の2種類とし、掲載料を定めました。いずれも掲載されたときの料金であり、投稿料ではありません。

- (1) 1.に述べた非会員からの投稿記事(1件につき 12,000円) 但し、徴収前に入会をお勧めします(入会すれば掲載料は不要)。
- (2) 3.に述べたプロダクト・レビュー(1件につき6,500円)

但し、維持会員及び特別会員は、プロダクト・レビュー記事を年 1 回に限り無料で掲載できます。(この特典はこれまで維持会員のみに認められていましたが、特別会員にも適用することとしました。)

【関係する主な改定項目】「投稿される方へ」8

5. 倫理的に不適当な投稿の具体的明示

従来の「投稿される方へ」の 6 では、投稿原稿を不採録とする場合として 4 項を挙げた他、「その他編集委員会が不適当と判定したもの」としていました。改定ではこれに 1 項「原著論文の場合,査読の結果掲載基準を満たしていないと編集委員会が判断したもの」を加え、「その他編集委員会が不適当と判定したもの」として、「特定不正行為、すなわち捏造、改竄、盗用された原稿、及びその疑いのある原稿」など、5 つの具体的事項を別紙に挙げています。

この他、共著の場合の各著者に認識していただくべき事項を追記し、二重投稿についての具体的説明を追加しました。

【関係する主な改定項目】「投稿される方へ」2,5,6,別紙